

長崎県広報媒体広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県秘書・広報戦略部広報課が所管する広報媒体に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における広報媒体とは、全世帯広報誌及び県ウェブサイトをいう。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載する位置、規格、枠数及び掲載方法は、県が別に定めるものとする。

(広告の掲載範囲)

第4条 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲載しないものとする。なお、広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 賭博・ギャンブルに係るもの
- (5) 国及び県から指名停止等の不利益処分を受けているもの
- (6) その他、広報媒体に掲載する業種又は業者として適当でないと認められるもの

2 広告の内容は、行政広報の公共性、品位及び信頼性を損なうことのないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載しないものとする。なお、広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 主義主張や個人名を掲載するもの
- (6) 青少年の健全育成にとって有害なもの
- (7) その他、広報媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、県と広告掲載業務に関する契約を締結した広告代理店等(以下「広告代理店等」という。)が行う。

2 広告代理店等は、この要綱に基づき、広報媒体に広告を掲載する者(以下「広告主」という。)を選定し、掲載内容を検討するとともに、あらかじめ県の承認を得なければならない。

3 広告代理店等は、県が前項の承認を行うに当たり、必要な書類等の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第6条 広告代理店等は、地域性、公共性の高い広告の掲載を優先させるものとする。

(広告審査会の設置)

第7条 県は、広報媒体に掲載する広告の内容等を審査するため、広告審査会を設置する。

2 前項の広告審査会は、次の職にある者をもって構成する。

(1) 広報課長

(2) 食品安全・消費生活課長

(会議の開催)

第8条 広告審査会の会議は、必要に応じて広報課長が招集し開催する。

2 会議は、広報課長を議長とし、全員一致により決議する。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、食品安全・消費生活課長が、その職務を代行する。

4 議長が必要と認める場合は、会議において、関係課や外部の専門家の意見を求めることができる。

5 審議事項であって、急務を要し、広告審査会に付議する暇がないと議長が認める場合は、委員に回議し、その決定をもって審査会に代えることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告代理店等は、県の承認を得た広告の原稿を次に定める期日までに、電子データにより県に提出するものとする。

(1) 全世帯広報誌への掲載については、県が広告主と広告の内容を承認した日から起算して3日以内。ただし、当該日が「長崎県の休日定める条例」に規定する休日に当たる場合は、県が別に定める。

(2) 県ウェブサイトへの掲載については、広告掲載開始日から起算して5日前まで。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告代理店等又は広告主の負担とする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、広告代理店等が定める。

2 広告主は、広告代理店等が定める手続きに従い、広告代理店等に広告掲載料を納入する。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のウェブサイトの内容、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成19年1月22日から施行する。

附則

この要綱は平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年4月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は平成31年2月12日から施行する。

附則

この要綱は令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。